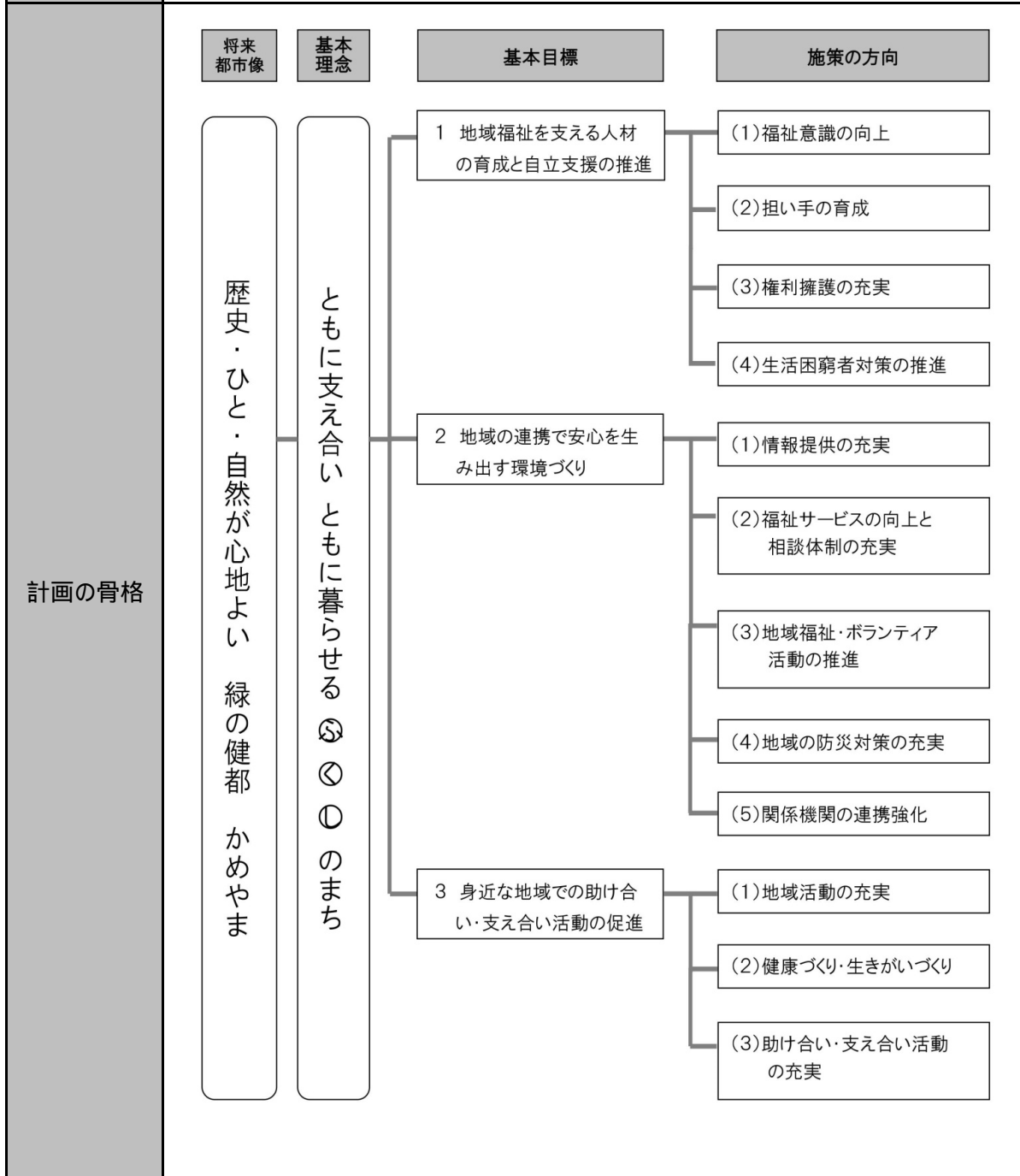


第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和2年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するもの
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。



成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R2)	目標値
1	市ボランティアセンター登録数及びボランティア数 (地域の担い手含む)	人	751	719	900
2	ふれあいいきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	団体	60	112	110
3	ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	箇所	-	2	10
4					
5					

計画の実績等

取組実績	地域における助け合い・支え合いのしくみづくりとして、ちょっとした困りごとに住民同士が対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」の立ち上がりに向け、CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、全22地区の地域まちづくり協議会を対象としたボランティア講座(12月)を開催した。また、子どもの貧困対策の取組として、幼稚園・保育所などはもとより、小中学校など複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯について、必要に応じてCSWにつなげる「つながるシート」を導入し、教育と福祉の連携強化を進めた。さらに、令和2年度から体制を強化した地域福祉力強化推進事業における個別支援では、相談支援包括化推進員が中心となり、相談支援包括化サポート会議を立ち上げるとともに、しくみづくりでは、坂下地区で、「ええやんよろずや縁」が組織化された。
成果	地域福祉力強化推進事業では、地域まちづくり協議会に対し、第2次地域福祉計画はもとより、当該事業やちょこボラの概要について、市と社協(CSW)が訪れ、説明を行うなど、地域福祉を支える人材の育成等を推進した。また、個別ケースの支援では、世帯における複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」を導入し、必要に応じて世帯全体のトータルケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を開催するなど、地域の連携で安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、全地区を対象としたボランティア講座等を開催し、地域における支援者の意識啓発を図りつつ、CSWや生活支援コーディネーターが継続的に会議等に参加することにより、新たに坂下地区において、ちょこボラの組織が立ち上がるなど、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。
総合計画 推進への 寄与度	CSW等がちょこボラの組織立ち上げに継続的に関わることで、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。また、地域まちづくり協議会(11地区)を市・社協の担当者が訪れ、地域福祉計画や地域福祉力強化推進事業(包括的な支援体制の構築)の概要を説明することにより、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりに取り組んだ。さらに、低所得者への支援と自立支援に向け、子どもの貧困対策として、教福連携の取組を進めた。

反省点・課題	つながるシートを活用した有機的な連携体制について、各相談窓口で把握した福祉課題の集約に向けた展開が必要である。また、福祉分野におけるあらゆる課題の初期相談や連絡調整などに対応する総合的な窓口の明確化や、属性・世代を問わない全対象型の相談支援や地域づくりの支援を重層的に進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	市のあらゆる相談窓口で把握した複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約できるよう全庁展開を進める。また、包括的な支援体制の構築に向け、地域福祉(成年後見、再犯防止、ひきこもりなど)に関するアンケート調査や関係機関等へのヒアリングを実施し、亀山版の重層的支援体制整備に向けた検討を進める。
--------	---

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	-	-	-	25.2%	35%	平成27年度_第2次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	-	-	-	54.1%	55%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751人	714人	747人	755人	719人	900人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	-	-	-	52.8%	50%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	-	-	-	52.1%	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60団体	96団体	113団体	123団体	112団体	110団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	-	0	1	2	2	10箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	目標値 (R3年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	-	-	-	67.4%	90%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	-	-	-	10.0%	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	-	-	-	36.9%	25%	

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (令和2年度)	<p>市・社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念や、計画の主要な取組の一つであるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を社協に配置した地域福祉力強化推進事業の概要について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により全地域まちづくり協議会(福祉委員会)での開催はできなかったものの、開催地区(11地区)では、スライドや資料を使いつつ、わかりやすく伝わりやすい情報提供に努めました。</p> <p>また、映像通訳(タブレット端末)・電話通訳システムによる、12言語(ポルトガル語、スペイン語、英語など)に対応した外国人生活相談窓口を開設し、年354件の相談(ポルトガル語229人、スペイン語71人、英語41人など)に対応しました。外国人の方の福祉、子育て、教育など、生活に係る相談に対して、迅速に対応できる環境を整え、共生社会の実現につながる環境づくりを進めるなど、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた普及・啓発を行いました。</p>
	<p>社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小学校(11)、中学校(3)、高等学校(2)において継続して実施し、福祉の心を育みました。</p> <p>市内の社会福祉施設において、中学生を対象とした福祉体験教室(中止)</p>
	<p>ちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、市内で先駆的に取り組む井田川北ささえ愛たい(井田川北まちづくり協議会)や隠(なばり)おたがいさん(名張地区まちづくり協議会)の代表を迎え、主にまち協(福祉委員)を対象としたボランティア講座を開催(12月)し、地域の一員として地域に貢献する必要性に関する意識の向上につなげました。</p>
今後の方向性	<p>地域の福祉課題を他人事ではなく、我が事として認識できるよう、全22地区のまち協に市と社協が訪れ、地域福祉の理念や計画の概要・主要な取組を周知しつつ、社協による福祉教育推進事業を継続します。</p> <p>また、学校等における学習を通じた福祉意識の向上や継続的な市民交流等の機会を提供することにより、共生社会の実現を目指します。</p>

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を实践する人材の育成を進めます。
	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績 (令和2年度)	全4地区の民生委員児童委員協議会や11地区の福祉委員会などに出向き、地域の中で複雑化・複合化した福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、CSWに有機的に集約し、市と社協が連携して相談支援を展開できる体制づくりを整えたことについて、地域の支援者に直接伝えました。 また、市民用と支援者用に分けたチラシを作成し、地域福祉の中核を担う人材の育成を図りました。
	地域における助け合い・支え合いの活動について知っていただくため、市内で先駆的に組織化された井田川北地区まちづくり協議会の井田川北ささえ愛たい代表の田中氏を講師に迎えたボランティア講座を開催(12月)しました。 また、社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行いました。さらに、亀山高等学校をモデル校として指定し、学校と社協が協働しながら、高齢者施設(3施設)への手作りマスクの寄贈やふれあい・いきいきサロン(3団体)への生徒が作成したクリスマスキットを届けるなどを実施するため、年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、将来の地域福祉を担う人材の育成に努めました。
	社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン(94箇所)」を開催し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響があったものの、延べ15,869人が参加しました。当該サロンは、令和元年度に比べ、新たに2箇所立ち上がり、地域住民が主体となった介護予防活動の輪が広がりました。
今後の方向性	地域の支援者を対象としたスキルアップのための研修を開催するとともに、社協が主体となった福祉教育推進事業やサロン活動推進事業などを展開します。 また、令和3年4月に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業が創設されることを受け、本市においても、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備などの検討を進めます。

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (令和2年度)	広報かめやまや人権啓発チラシの各世帯の配布などによる人権を守る啓発活動に加え、人権相談事業(よろず人権相談：年36回)をはじめ、人権擁護委員の日(6月)や人権週間(12月)にあわせ特設人権相談を実施し、地域での啓発活動や人権相談等の支援体制を継続し、市民の人権が守られる環境づくりを進めました。 高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議（中止）
	社協が主体となり実施する日常生活自立支援事業(県社協受託)は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活ができる環境の保持に努めました。【契約者数：37件、支援回数：883回】
	成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、成年後見制度利用促進市町支援事業(県)として、専門職(弁護士、司法書士会、社会福祉士会など)によるアドバイザー派遣(5回)を利用し、中核機関や法人後見について、本市に必要な機能に対する意見交換を行いました。 また、当該事業を活用し、成年後見制度利用促進に向けた求められる中核機関のあり方と題し、三重県社会福祉士会の柴田氏を迎えた講演会を、福祉分野の職員(長寿健康課、地域福祉課、社協)を対象に開催しました。
	児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用するとともに、子ども分野を越えた親の複雑化・複合的な福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」を導入し、市と社協が連携して案件に応じて必要な関係機関と連携できる会議を設置しました。
	障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、地域自立支援協議会に必要な構成員を加えつつ、その機能を付加することを目的に要綱の改正を進めました。
今後の方向性	判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業における必要な市補助を引き続き行います。 中核機関(成年後見制度)の設置に向け、成年後見制度利用促進市町支援事業(県)を踏まえ、令和3年度に成年後見に係る関係機関へのヒアリング調査を実施します。 また、子育て家庭支援の中核的役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を軸とし、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会や、支援会議・相談支援包括化サポート会議などを活用し、つながるシートを活用した多機関協働による包括的な支援体制を継続します。 障害者差別解消地域支援協議会は、当該協議会を設置したうえで、案件を関係機関で情報共有し、支援のアプローチにつながる体制づくりを進めます。

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (令和2年度)	<p>経済的な側面に限定せず、家庭における親子の関わりや地域における人間関係なども含めた広い観点(文化的な貧困)から調査を行った子どもの貧困に関する実態調査を踏まえ、その結果を第2期子ども・子育て支援事業計画の中で施策として位置付け、取り組みました。</p>
	<p>生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり対策推進事業を事業化し、ひきこもり支援員を配置しました。本市において顕在化しつつあるひきこもりの実態の把握に向け、令和3年度にひきこもりに関する実態調査を実施できるよう予算化しました。</p>
	<p>11地区のまち協(福祉委員等)や全4地区の民生委員児童委員協議会に対して、地域福祉計画の概要や主要な取組の一つである地域福祉力強化推進事業を直接説明し、地域住民の中で複雑化・複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制をスタイドやチラシなどを用いて啓発しました。</p>
	<p>生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が大きく、新規相談595件、延べ相談件数2,488件と前年度(新規116件、延べ598件)に比べ大幅に増加しました。コロナの影響による雇止め等により生活困窮に陥る相談者が増加したものの、窓口での来所相談はもとより、継続的な訪問も並行して行いながら相談支援を行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、自立相談支援事業と並行し、社協に配置したCSWが中心となり展開しており、自立相談支援事業における相談支援員と連携のもと、組織内で連携を図りながら対応しました。さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく情報共有ができ、アウトリーチによる相談支援が可能となる支援会議(生活困窮者自立支援法)を月例で開催(11回)し、相談者に対する支援プランの進捗管理等を行うことにより、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援ができる体制づくりを進めました。</p>
今後の方向性	<p>子どもの貧困対策は、「第2期子ども・子育て支援事業計画(令和元年度策定)」に位置付けた主要な取組の一つとして、多様化・複合化した課題を抱える世帯への相談体制の充実や家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくりを進めます。</p> <p>また、本市においても、顕在化しているひきこもりの実態を把握するため、ヒアリングやアンケート調査を実施します。</p> <p>さらに、生活困窮者等に対する相談支援の強化策として、社協のCSWの体制の充実・強化を検討しつつ、多機関協働による包括的な支援体制の全庁展開を図ります。</p>

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。
取組内容	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (令和2年度)	地域の福祉課題に関することは、社協につないでいただくよう、まち協(11地区)や民生委員児童委員協議会(4地区)に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。その中で、複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯を発見・把握した場合は、CSWにつないでいただけるよう、つながるシートを導入し、情報の一元化に向けた集約する体制づくりを進めました。 また、地域との関わりが稀薄な人には、地域における支援者を経由した情報提供を行うとともに、市ホームページやチラシ・しおりを作成するなどによる情報発信に努めつつ、生活困窮者自立相談支援機関やCSWによる個別支援を通じて、個別の状況に応じた福祉サービスを案内するなどにより、アウトリーチによる情報提供に努めました。
	まち協(11地区)に市と社協が出向き、地域福祉計画の理念や主要な取組であるCSWによる地域福祉力強化推進事業の概要について、スライドやチラシなどを活用しながら、詳細な情報提供に努め、地域の支援者の理解を深めました。
	民生委員・児童委員や福祉委員はもとより、各分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮など)につながった複雑化・複合化した福祉課題を抱える世帯を地域で発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制を整え、掘り起こし機能の強化を図りました。CSW等を介した情報提供を行うことにより、支援が必要な人にアウトリーチによる情報が届く体制づくりを進めました。
今後の方向性	地域の支援者からの情報を包括的に受けられる窓口機能のあり方について検討を行うとともに、CSW等の個別支援を継続することにより、福祉情報が届きにくい人への情報提供を行います。 また、本市が実施する多機関の協働による包括的支援体制の構築についてわかりやすく情報提供に努めるとともに、令和3年度から社会福祉法の改正により創設される重層的支援体制整備事業(任意)の実施に向けて、社協と協議を重ねながら、事業実施に向けた検討を進めます。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
	地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績 (令和2年度)	社協が主体となり、市内に事業所がある社会福祉法人間の連携・情報交換の場として、亀山市社会福祉法人連絡会設立に向けた準備会(3回)で各法人間の公益的な取組の情報共有や意見交換を重ね、亀山市社会福祉法人連絡会(令和3年3月)を立ち上げました。
	生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を引き続き開設し、福祉に関するあらゆる相談を受けつけました。また、各分野における複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約する体制づくりについて、市健康福祉部職員向けの研修を開催するなど、包括的な相談窓口機能のあり方を検討しつつ、他分野の窓口機能との棲み分けを図りました。
	民生児童・児童委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、社協のCSWにつなぐよう依頼を継続するとともに、その中で複雑化・複合化した福祉課題は、CSWに有機的につながる体制づくりを進めました。
	CSWの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、立ち上げ等にSCやCSWが関わり、フレンドサービス(昼生地区)に加え、「井田川北ささえ愛たい(井田川地区北)」が活動をはじめました。また、坂下地区で「ええやんよろずや縁」が組織化されました。
今後の方向性	社会福祉法人連絡会の公益的な活動(拠点等を活用した地域支援、災害時における相互連携に向けた取組)について、社協が主体となり、市と連携しながら、活動の促進を図ります。 また、地域における福祉課題について、高齢、障がい、子どもなどの単独の相談窓口に加え、全庁展開に向けた取組を展開するとともに、窓口機能の検討や、地域づくりをも含めた体制づくりに向けた検討を進めます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えるサポート体制づくりを進めます。
	地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支え合いのしくみを構築します。
実績 (令和2年度)	市と社協がまち協(22地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、有償ボランティアを先駆的に取り組む井田川北ささえ愛たい(井田川北地区まちづくり協議会)の代表を招いたボランティア講座を開催し、ちょこボラの組織化を軸としたしくみづくりに取り組みました。
	生活支援コーディネーターやCSWが中心となり、草刈りやごみ出しなど、日常生活のちょっとした困りごとに対応するしくみづくりについて、昼生地区に加え、井田川北地区において、「井田川北ささえ愛たい」の活動が開始されたとともに、坂下地区においても、「ええやんよろずや縁」が組織化されました。また、当該事業に対して、組織立ち上げの準備経費や運営経費の一部を補助する制度(2地区)により、ボランティア活動の促進を図りました。
	社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、歩行器(1件)や車椅子(169件)の介護機器を貸し出すとともに、歩行困難・寝たきり状態の人を対象とした福祉移送サービス(登録者数51人、延べ運行回数1,306回)を社協に委託し実施することにより、身体等が不自由な方の社会参加の促進につなげました。
	介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(94箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(5箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(13箇所)の各種サロン活動推進事業を実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全体として令和元年度に比べ11箇所助成が減ったものの、新たに4箇所(ふれあい2、子育て1、コミュニティ1)活動が始まり、住民の身近な場所での憩いの場づくりを進めました。
今後の方向性	有償ボランティアのしくみづくりについてまち協を単位として、事業の概要の説明や先駆的な取組事例の紹介しつつ、他地区にも広げられるよう、介護保険サービスの活用なども検討しながら、活動を支援するしくみづくりを進めます。また、地域福祉活動を下支えるサポート体制や各種サロン活動を継続します。 さらに、認知症高齢者や要保護児童など、支援が必要な人に対して、家族だけでなく地域全体で支えられる体制づくりに向け、各分野の関係機関から必要に応じてCSWにつながるしくみを導入し、地域で生活できるよう、体制の強化を図ります。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (令和2年度)	災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新作業を進めるとともに、当該名簿の避難支援者向けの取扱いの内容について、名簿の運用や利活用など、記載内容を見直し、自治会連合会から意見を伺うこととしました。
	社協と市が連携し、平時からの民生委員による必要に応じた住民の生活状態の把握や、全22地区福祉委員会における75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(947件)を実施しました。 また、8050や自治会未加入世帯など、福祉課題を抱えた地域から孤立気味の世帯を発見した場合は、CSWにつながる体制を強化したことにより、日頃からの安否確認体制の構築を進めました。 さらに、避難行動要支援者名簿のさらなる活用(避難支援プラン)に向け、避難支援に係る関係機関の役割、名簿の作成・利活用など、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための考え方を示した名簿の取扱いについてを作成しました。
	社協が主体となり、スコップ、土嚢袋、高圧洗浄機など、災害時に必要となる用品を災害ボランティアセンターに備蓄しました。 また、災害時における災害ボランティアセンターに係る費用について、従事する人件費等が国庫補助の対象(委託契約が必須)となることから、災害時に即応できるよう、委託仕様書・委託契約書を社協と協議のうえ、作成しました。 さらに、災害ボランティアセンター設置運営等支援事業(国1/2)を活用し、研修に係る報償費や備品購入費の予算措置を行いました。 災害ボランティアセンター設置・運営訓練(中止)
今後の方向性	亀山市避難行動要支援者名簿の取扱いの冊子について、自治会連合会の意見を踏まえ完成させるとともに、これに即した名簿の更新作業や全世界帯に各戸配布するわたしの防災マップを活用した、地域の共助による避難支援プランについて、かめやま出前トーク等の活用などにより、作成の促進を図ります。 また、地域における受援機能の強化に向け、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催するなど、有事を想定した効果的な研修会等を関係機関・部署と連携しながら開催します。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク ¹ が全市で行える体制づくりに努めます。
	地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (令和2年度)	社協に委託している地域福祉力強化推進事業では、CSWによる個別支援の相談実績が、平成30年度は449件(延べ件数)であったものが、令和元年度は733件(延べ件数)と大幅に増加しています。これに対応するため、地域福祉力強化推進事業の体制を強化(正規・非常勤 正規2名)し、福祉分野の複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約するしくみづくりや世帯全体のトータルケアプランの作成・管理を行える会議体の設置など、多機関協働による包括的な支援体制づくりに取り組みました。
	地域包括支援センターに配置した第1層の生活支援コーディネーターが中心となり、地域まちづくり協議会(22地区)単位の人口・世帯・高齢化率などに加え、福祉・医療・教育などに関する社会資源やインフォーマルな活動を見える化した「地域福祉カルテ」を作成し、地域の強みや弱みの情報共有化を図りました。また、CSWの体制を強化し、個別支援・地域支援・しくみづくりについて、生活支援コーディネーターとの役割の棲み分けをしながら、一体的に取組を展開できる体制づくりに向けた検討を進めました。
	市に配置した相談支援包括化推進員と社協のCSWとが共同し、つながるシートにより集約された困難な案件について、有期のトータルケアプランを作成・管理できるよう、相談支援包括化サポート会議を設置し、課題の解決を図る体制を整えました。
今後の方向性	福祉分野以外の税・水道・住宅などで把握した複雑化・複合化した福祉課題をCSWに集約できるよう、市内部の全庁展開を図ります。 また、国が令和3年度から創設する重層的支援体制整備事業(法定任意事業)に移行できるよう、要件の相談支援・参加支援・地域づくりの機能の検討に向け、本市の実情を把握しつつ、事業実施に取り組みます。 さらに、生活支援コーディネーターとCSWが相互に補完し合いながら、個別支援・地域支援・しくみづくりを一体的に展開できるよう、分野を越えた事業展開を進めます。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	教育委員会と連携して、コミュニティスクール(学校運営協議会)や青少年育成市民会議の「愛の運動(登下校時の見守り活動)」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (令和2年度)	井田川地区北コミュニティセンターの調理室のエアコン設置や鈴鹿馬子国会館の雨漏り修繕など、必要な工事を実施することにより、地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実を図りました。
	社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(343人)を委嘱しました。また、各地区において、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が行われたことにより、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成を図りました。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮しながら、地域活動を行えるよう、新しい生活様式に対応した地域活動のてびきを市と社協で作成し、市・社協のホームページへの掲載とともに、地域の支援者(全22地区まち協、ボランティアセンター登録団体など)に配布しました。
	学校と保護者、地域が協働するコミュニティスクールの全小中学校の設置に向け、協議(亀山東小学校、亀山中学校)を進めた。 また、青少年育成市民会議による愛の運動(40団体、1,250人)の一環として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
今後の方向性	引き続き、コミュニティセンター等の活動拠点を整備するとともに、地域行事の開催やあいさつ運動など、新しい生活様式を意識し、活動に当たっての必要な支援を行いながら、身近な地域での住民相互のつながりづくりを進めます。 また、地域の課題を解決するしくみづくりに向け、市と社協はもとより、関係機関とが、地域の個別課題の情報共有を図りつつ、必要な資源創設につなげる会議体の設置や地域づくりに向けた支援強化に向けた検討を進めます。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	<p>生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。</p>
行政と社協の役割	<p>住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。</p>
取組内容	<p>健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。</p>
	<p>地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。</p>
	<p>高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。</p>
	<p>子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。</p>
実績 (令和2年度)	<p>市民が自ら目標を決めて実践する健康づくりの取組に対してマイレージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業(令和2年6月~令和3年2月)を実施(908人)し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症に関する内容等を掲載した市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などで市民活動に関する情報や活動内容を発信しました。また、市民活動団体と市が協働で行う協働事業(1団体)や、市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金(1団体)の交付のほか、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(年6日)の開設などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。</p>
	<p>健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施(908人)し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(94箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(13箇所)するとともに、中央公民館の出前教室として、運動や健康に関する講座(14地区、延べ22回、登録者244人)を実施することにより、健康に暮らせる環境づくりに取り組みました。</p>
今後の方向性	<p>健康マイレージ事業を引き続き実施するとともに、住民の主体的な活動を支援するため、中央公民館講座を活用した運動・スポーツをテーマとした講座を引き続き実施します。 新図書館において地域間交流や多世代間の交流につながる場となるよう、多機能型図書館として市民交流が図れるよう、教育と福祉の協議を進めます。</p>

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (令和2年度)	社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：94箇所)や子育てサロン(5箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(13箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響があったものの、地域における憩いの場づくりを進めました。
	フレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)や井田川北ささえ愛たい(井田川地区北まちづくり協議会)において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに対応する活動が行われました。また、生活支援コーディネーター(SC)が中心となり、地域支援・しくみづくりに関わり、「ええやんよろずや縁(坂下地区)」が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、ちょこボラの活動を知っていただくことを目的に、井田川北ささえ愛たいの代表を講師に迎えたボランティア講座(12月)を開催し、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成につなげました。
	民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動をサポートするため、地域の支援者が複雑化・複合化した課題を発見・把握した場合、CSWに集約するつながるシートを導入し、平時からの活動の活発化を図りました。 また、ひきこもりやニート傾向の青年が属する世帯に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接・電話相談(116件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(40団体、1,250人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけ活動を行いました。
今後の方向性	社協と連携しながら、引き続き、各種サロン活動の活発化に取り組むとともに、活動を広げるためのノウハウの普及を進めます。 SCが中心となり、CSWや市などと連携のもと、介護保険サービスの活用等も検討しながら地域における共助のしくみづくりを進めます。 また、民生委員・児童委員、福祉委員などの活動を下支えできるよう市内の有機的な連携強化を図りながら、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成を高めます。